



総基料第97号
令和2年4月10日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

「諮問第11号事案に係る日本通信株式会社等の意見書の送付」（令和2年3月26日付け電委第18号）について（意見）

標記について、別紙のとおり意見を提出します。

諮問第11号事案に係る意見

令和2年3月26日付けで、電気通信紛争処理委員会から、「諮問第11号事案に係る日本通信株式会社等の意見書の送付（電委第18号）」があったところ、これまでの両当事者の意見書も踏まえ、以下のとおり追加的に意見を述べる。

1 課金単位、精算方法及び新料金の設定日について

①課金単位、②精算方法及び③新料金の設定日について、裁定案では、それぞれ、①課金単位：通話時間に連動する費用に係る料金について課金単位を1秒とすること、②精算方法：実績値を反映し毎年度料金を更新し、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首まで遡及して精算すること、③新料金の設定日：裁定日から6月を超えない期間内に新料金を設定することとしたところである。

これに対して、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）は、主として、課金単位及び精算方法の変更にシステム改修に相応の開発費用及び開発期間が必要となることを理由として、上記の3つの事項について、裁定案のとおり対応することは困難である旨主張している（令和2年2月18日付ドコモ意見書5頁等。）。

①課金単位及び②精算方法については、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとした、主たる裁定内容の円滑かつ確実な履行を確保する観点からは、実際に発生した原価・利潤を適切に料額に反映させることが適当であるため、原裁定案のとおりとすることを原則としつつも、総務大臣において、システム改修に係る費用・期間等について両当事者から更に意見を聴取した上で、裁定を行うことが適当と考える。③新料金の設定日については、①及び②に係る裁定内容を踏まえて、裁定の中で定めることが適当と考える。

2 新料金の適用日について

新料金の適用日について、裁定案では、新料金は裁定日から適用し、新料金の設定が裁定日の翌日以降となる場合には設定後速やかに裁定日まで遡及して精算を行うこととしたところであるが、ドコモは、システム改修に相応の開

発費用及び開発期間が必要となることを理由として、裁定案のとおり対応することは困難である旨主張している（令和２年２月18日付ドコモ意見書５頁等。）。

裁定は、両当事者間において債権債務関係を発生させるものであるところ、その発生時期は重要かつ基本的な事項であり、裁定を構成する上で欠くべからざる要素である。仮に、裁定において、債権債務関係の発生時期を明示しなかったり、一方当事者の行為の完了を条件として発生時期を設定したりする場合は、一方当事者により債権債務の発生を意図的に遅延させることが可能になり、ひいては債権債務そのものが不安定になる。

裁定事項１は、料金の算定方法に係る事項であるものの、料金の算定方法に係る裁定内容は、つまるところ新料金の料額において具象化されるものであり、その適用日は裁定を構成する上で欠くべからざる要素である。

その上で、卸役務に係る裁定制度が、迅速な紛争解決により卸役務の提供の迅速かつ円滑な提供を可能とすることで、公正競争の確保や利用者利益の保護を図る趣旨であることを踏まえれば、新料金の適用日は、他に特段の事情がない限り、裁定後可能な限り早期とすべきである。この点について、ドコモは、上述のとおり、システム改修に相応の開発期間が必要となること等を理由として、裁定日に新料金を適用することが困難としている（令和２年２月18日付ドコモ意見書５頁等。）。しかしながら、裁定案は、裁定日まで「遡及して」精算を行うこととしており、通話実績のデータを保存しておくだけで足り、新料金の適用日にシステム改修を終えている必要はないため、新料金の適用日は、原則として、システム改修の影響を受けない。よって、新料金の適用日については、裁定案のとおりとすることが適当と考える。

以上